

給水装置工事施行基準の概要

八幡市 上下水道部 上水道課
〒614-8037
京都府八幡市八幡高畑1-1
電話 075-983-5328
FAX 075-983-7671

令和5年4月1日改正

給水装置工事の申し込みにあたり、特に必要な箇所を概要としてまとめました。申請の際に参考としてお使いください。

本冊子はあくまで「概要」であるため、給水装置工事施行基準についても内容を確認し、内容に適合するよう申し込んでください。

○給水工事の申請の種類

分岐工事	配水管から分岐し、メーター止水栓まで設ける工事
臨時工事	建築工事等で臨時に給水装置を設ける工事 原則、使用期間は1年以内
内線工事	メーター2次側の給水装置を設ける工事

○申請提出書類

① 給水装置工事申込書

必要に応じて、裏面の確約書等の記入

② 給水装置工事竣工届及び竣工検査願(竣工検査を予約するまでに提出)

③ 平面図・立面図

④ 建築確認済書の表紙の写し

(無い場合は①給水装置工事申込書裏面の確約書に記入)

⑤ 位置図(住宅地図)

⑥ 開栓・閉栓用紙(内線工事)

*様式は八幡市のホームページよりダウンロードすることができます。

○申請から検査の流れ

① 給水装置工事申込書の提出

→ 申請後、審査及び決裁処理に通常5営業日必要

② 決裁後、検査手数料等の納付書の発行(指定給水装置工事事業者に連絡)

③ 検査手数料等の納付

→ 納付の確認ができた時点で検査の予約可能(急ぎの場合は、納付通知書兼領収書の写しを提出すれば確認可能)

④ 検査予約(電話予約可能、**検査前2営業日までに予約必要**)

⑤ 検査(**分岐工事は検査当日配水管が出てきた時点で再度連絡必要**)

○竣工検査

① 分岐工事においては、配水管穿孔時に立会を行い、施工の状況を確認する。

道路復旧状況等、必要に応じて写真の提出を求める場合がある。

② 内線工事においては、メーター下流側に 1.75MPa の静水圧を1分間保持し、水漏れがないことを確認する。また、給水開始前検査に準じた水質検査(臭気、味、色、濁り、残留塩素 0.1mg/l以上)を行う。

- ③ 給水装置、給水用具が提出図面どおりか確認する。
- ④ 検査完了後、内線工事についてはメーターの取付けを行う。

○ 水道の臨時使用について

水道を臨時で使用したい場合は、使用場所の状況により手続きが異なります。

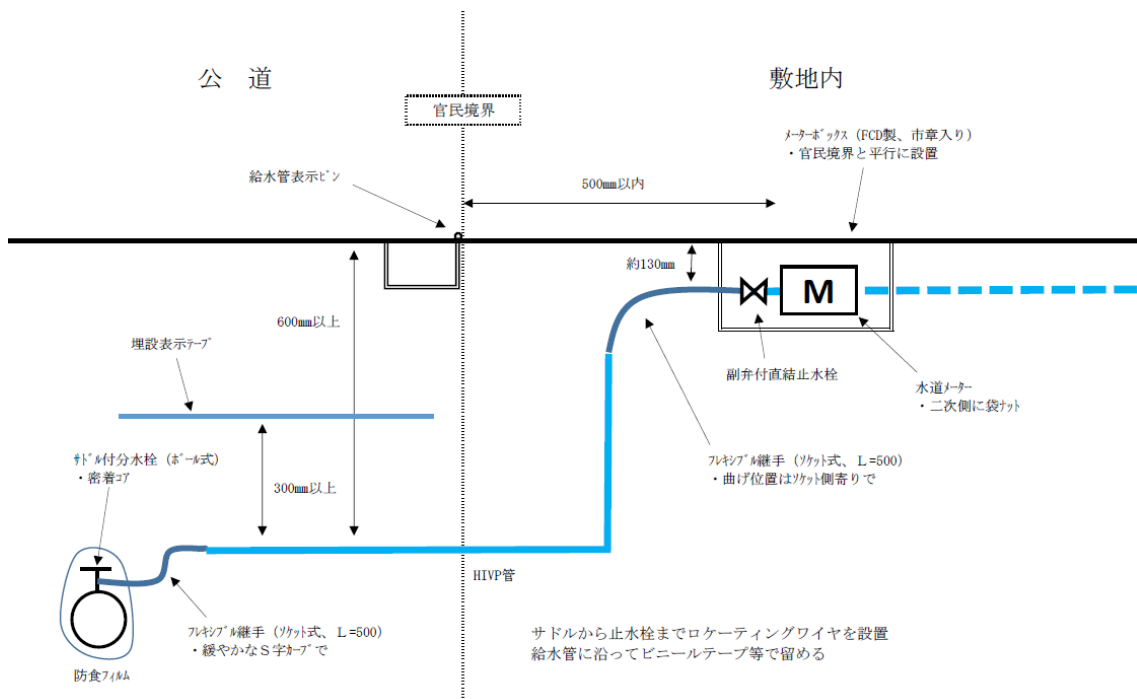
- ① 臨時使用したい場所に、メーターが設置してある場合
→ 経営課窓口で開栓手続きを行う。
- ② 臨時使用したい場所に、引込管(止水栓まで)はあるが、メーターがない場合
→ 給水装置工事申込書(臨時)を提出。決裁後、発行された納付書にて手数料を納付した後、窓口でメーターの受け取りを行う。
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う(メーター受け取りの際に開栓手続きを行うことは可能)。
指定工事業者は開栓希望日時までに、メーターの取付け及び給水栓等の設置を行うこと。(開栓作業は開栓希望日時に市が行う。)
- ③ 臨時使用したい場所に、引込給水管がない場合
→ 給水装置工事申込書(分岐)を提出。その後発行された納付書にて手数料を納付した後、工事着工。
竣工検査立会時に市がメーターを持っていくので、検査完了後メーターを取り付ける。
その後経営課窓口にて開栓手続きを行う。

○ 特記事項

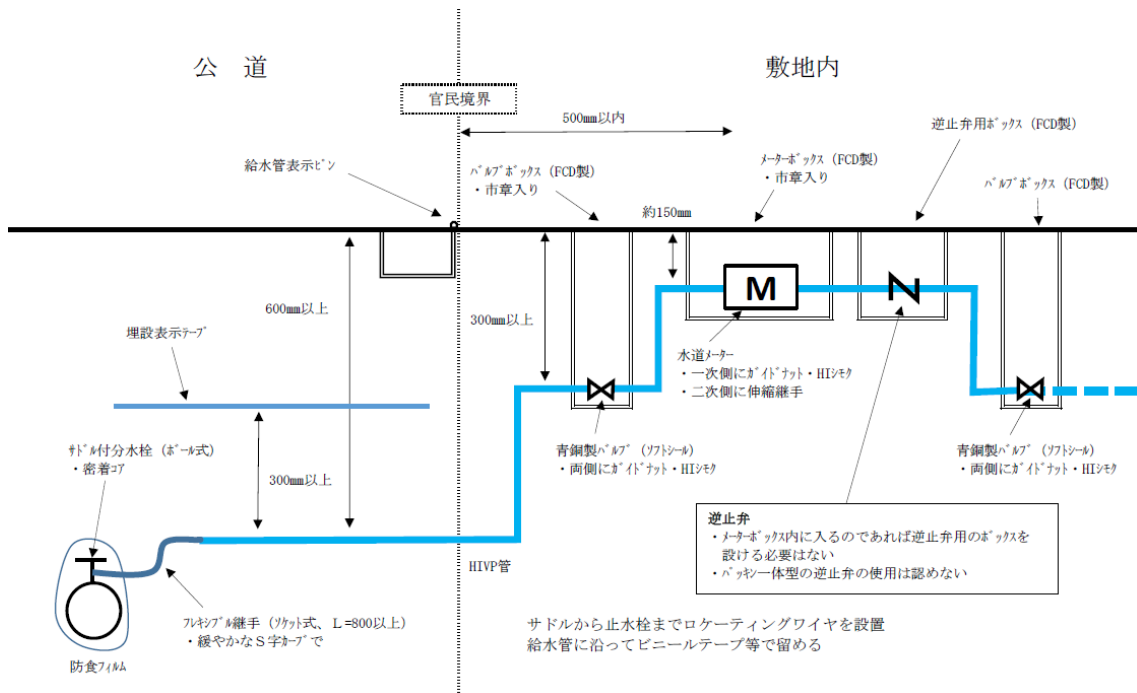
- 1. メーター周辺は植樹したり、塀や擁壁等で囲ったりしないこと
- 2. メーターは原則として官民境界線から 50cm 以内に設置すること。また、メーターボックスは官民境界線から検針する際に開けやすい向き(道路と平行)に設置すること
- 3. 給水管を取り出す場合は、異形管を避け、継手部及び付属設備からは 1.0m 以上離さなければならない。また、分水栓で取り出す場合は、分水栓相互間の取付間隔は 30cm 以上離すよう水道法施行令で定められている
- 4. 50mm 以下の給水管には、地盤沈下や地震に対応するため、分岐部分及び止水栓一次側部にフレキシブル継手を取り付ける。その際、フレキシブル継手は緩やかに曲げ、可とう性、伸縮性を持たせる。
- 5. 30mm 及び 40mm のメーターを設置する場合はメーターより 2 次側に逆流を防止するための器具を設置する
- 6. 給水管は他の埋設物から 30cm 以上の間隔を保って埋設する
- 7. 増径に伴う既設給水管の分水撤去については、新設の先行分岐工事申請と同時に行うことができる
- 8. ϕ 50mm 及び ϕ 75mm のメーターを設置する場合は、メーターバイパスユニットを設置すること

9. $\phi 100\text{mm}$ 以上の分岐工事の施工方法は、上水道課に確認を行うこと
10. 国道・府道で給水管を敷設する場合は、材料としてポリエチレン二層管(1種)を使用すること
11. 給水管の撤去は分岐部分から行うこと。また、公道上の施工については道路管理者等の指示に従うこと
12. 新規の場合は、給水管表示ピンを取付すること
13. やむをえず露出配管となる箇所には、保温材(発泡スチロール、加温式凍結防止器等)で適切な防寒措置を講ずること。

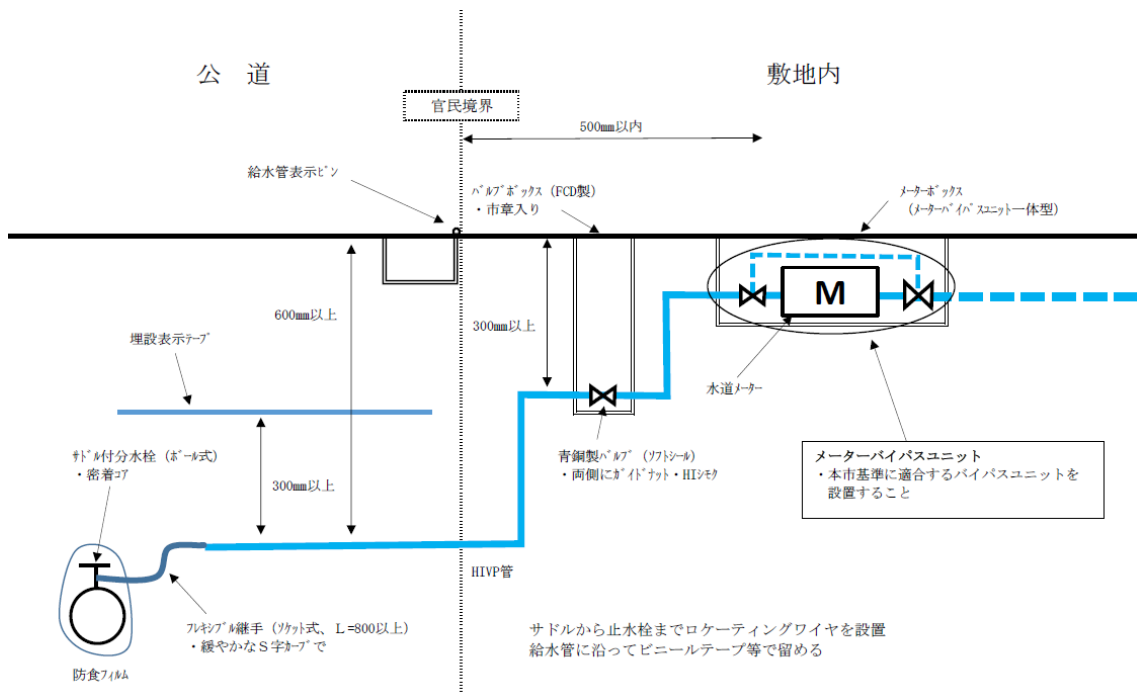
○ 給水口径 20-25mm



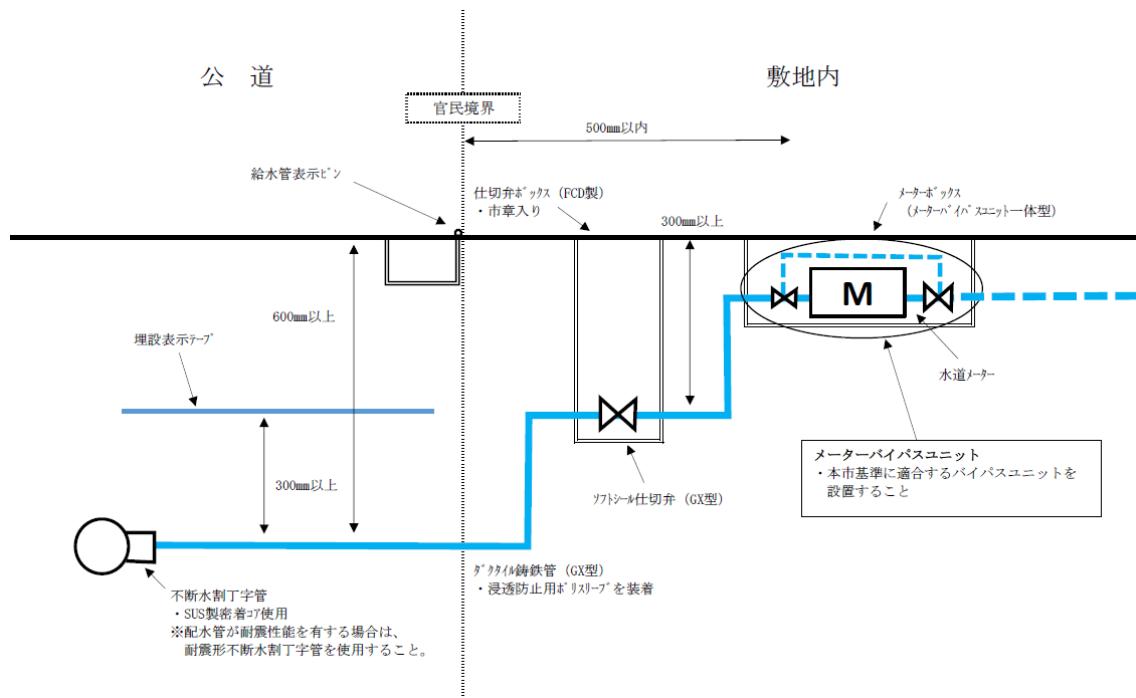
○ 給水口径 30-40mm



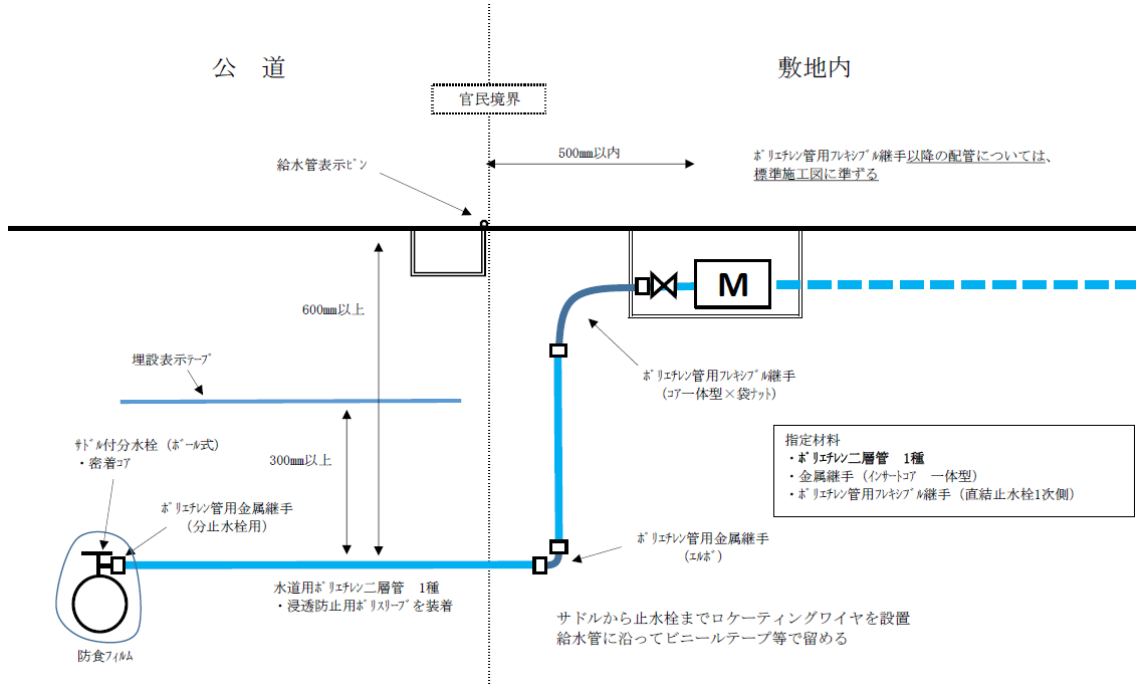
○ 給水口径 50mm



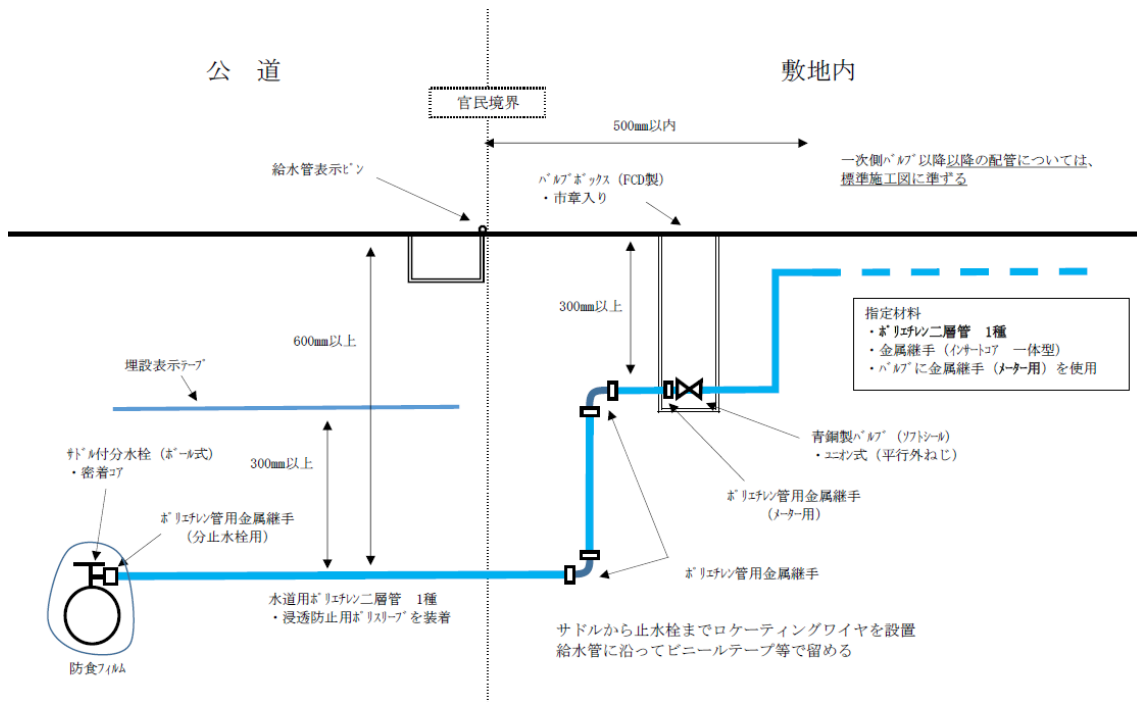
○ 給水口径 75mm



○ 国道・府道での施工(給水口径 20-25 mm)



○ 国道・府道での施工(給水口径 30-50 mm)



○ 分岐工事

給水装置工事申込書

記入例
分岐・臨時

八幡市長 様	申込日 令和5年 4月 1日
<p>私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の中立てを受けたときは、申込者自身で解決します。 ・給水装置工事の申込み手続及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。 	
<p>工事申込者 住所 〒614-8037 八幡市八幡高畑1-1</p>	
<p>よりがな 氏名 八幡 太郎</p>	
<p>電話 075-983-56328</p>	

工事場所	住所コード	行政区	工事別	<input checked="" type="checkbox"/> 分岐 <small>(配水管～メーター)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 臨時 <input type="checkbox"/> 内線 <small>(メーター以降)</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去	
	八幡市 八幡園内75	(号地)				
指定給水装置工事事業者	事業者コード	999	<p>臨時を伴う場合は分岐・臨時 両方にチェック</p>			
	住所	八幡高畑1-1-1	配水管口径	100 mm	分岐口径	20 mm
	事業者名	八幡水道設備	止水栓口径	20 mm	量水器口径	20 mm
	電話	075-983-1111	工期	令和5年 4月 11日 から 令和5年 6月 10日 まで		
	給水装置主任技術者名	給水 次郎	井水等供用	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
			工事箇所 の道路	(国・府・市・私) 道 路線名 園17 線		
			道路使用 許可番号	警第 1234号 令和〇年 〇〇月 〇〇日		
		建築確認 済証番号	ABC〇〇〇〇 号 令和〇年 〇〇月 〇〇日			
		受付番号	(-)			

市収納金	項目	金額(円)	特記事項
	水道加入金		
	設計審査費		
	分岐立会費		
	竣工検査手数料		
	道路掘削申請費		
	表示ピン		
	合計		
納付書処理		年 月 日	<input type="checkbox"/> 現行止水栓に取替え <input type="checkbox"/> 甲止水栓撤去 <input type="checkbox"/> メーターボックス取替え <input type="checkbox"/> 鉛製給水管取替え <input type="checkbox"/> 不要な給水管撤去
経営課確認欄		領収確認	下水道課使用欄
月 日		区分	済・未 番号
			使用者番号

○ 内線工事

給水装置工事申込書

記入例
内線

八幡市長 様 申込日 令和5年 4月 1日

私（工事申込者）は、下記事項確約のうえ、次のとおり給水装置工事の申込みをします。
 ・八幡市上水道給水条例及び関連規程を遵守します。
 ・利害関係者の同意を得るとともに、第三者から異議の中立てを受けたときは、申込者自身で解決します。
 ・給水装置工事の申込み手続及び施工に関して、以下に記載する指定給水装置工事事業者に委任します。

工事申込者
 住所 〒614-8037 八幡市八幡高畑1-1

よりがな 氏名 八幡 太郎

電話 075-983-56328

配水ブロック

工事場所	住所コード	行政区 ()	工事種別	<input type="checkbox"/> 分岐 (配水管~メーター)	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	
	八幡市 八幡園内75	(号地)		<input type="checkbox"/> 臨時	<input type="checkbox"/> 改造	
指定給水装置工事事業者	事業者コード	999	<input checked="" type="checkbox"/> 内線 (メーター以降)	<input type="checkbox"/> 撤去		
	住所	八幡高畑1-1-1	配水管口径	100 mm	分岐口径	20 mm
	事業者名	八幡水道設備	止水栓口径	20 mm	量水器口径	20 mm
	電話	075-983-1111	工期	令和5年 4月 11日 から 令和5年 6月 10日 まで		
	給水装置工事主任技術者名	給水 次郎	井水等併用	あり <input checked="" type="checkbox"/> なし		
			工事個所の道路	(国・府・市・私) 道 路線名		
			道路使用許可番号	管第 号 年 月 日		
		建築確認済証番号	ABC0000 号			
		消防番号	令和〇年 〇〇月 〇〇日			
		受付番号	(-)			

市収納金	項目	金額 (円)	特記事項
	水道加入金		
	設計審査費		
	分岐立会費		
	竣工検査手数料		
	道路掘削申請費		
	表示ピン		
	合計		
納付書処理 年 月 日			<input type="checkbox"/> 現行止水栓に取替え <input type="checkbox"/> 甲止水栓撤去 <input type="checkbox"/> メーターボックス取替え <input type="checkbox"/> 鉛製給水管取替え <input type="checkbox"/> 不要な給水管撤去
経営課確認欄		領収確認	
月 日		下水道課使用欄	使用者番号
		区分	済・未
		番号	

○竣工届及び竣工検査願 記入例

検査希望日については、電話で受け付け可能。2営業日までに連絡すること。

○工事種別 _____	水道施設課	課長	主幹	課長補佐	係長	電算入力
○検査希望日 月 日 () :						

給水装置工事竣工届及び竣工検査願		〇〇年〇〇月〇〇日
八幡市長 様	住所	八幡市八幡高畑 1-1
	指定給水装置 工事事業者名	八幡水道設備
	電話	075 - 983 - 1111
<p>下記場所の給水装置工事を、八幡市上水道給水条例第7条第2項の規定により竣工図を添付して届出しますので、竣工検査をお願いします。なお、道路掘削を伴う工事を施工した場合は、舗装本復旧完了まで責任を持って維持管理いたします。</p> <p>本給水装置につきましては、構造及び材質が水道法施行令第5条の基準に適合していることを申し添えます。</p>		
	給水装置工事 主任技術者名	給水 次郎
工事場所	八幡市 八幡園内 75 (号地)	
工事申込者	住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 使用者番号
	氏名	八幡 太郎



■検査確認欄

検査日	検査員	チェック項目
年 月 日		<input type="checkbox"/> 水圧検査 <input type="checkbox"/> メーター渡し <input type="checkbox"/> 竣工図 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 水質 (臭気、味、色、濁り、残留塩素 0.1mg/L以上)

給水をうける建物の種類	<input type="checkbox"/> 住居 (階建て) <input type="checkbox"/> 店舗 () <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 集合住宅 (ファミリー 戸・単身者 戸) (各戸メーターの場合 階建て 階部分)
-------------	--

受水槽有効容量	m ³	高置水槽容量	m ³
---------	----------------	--------	----------------

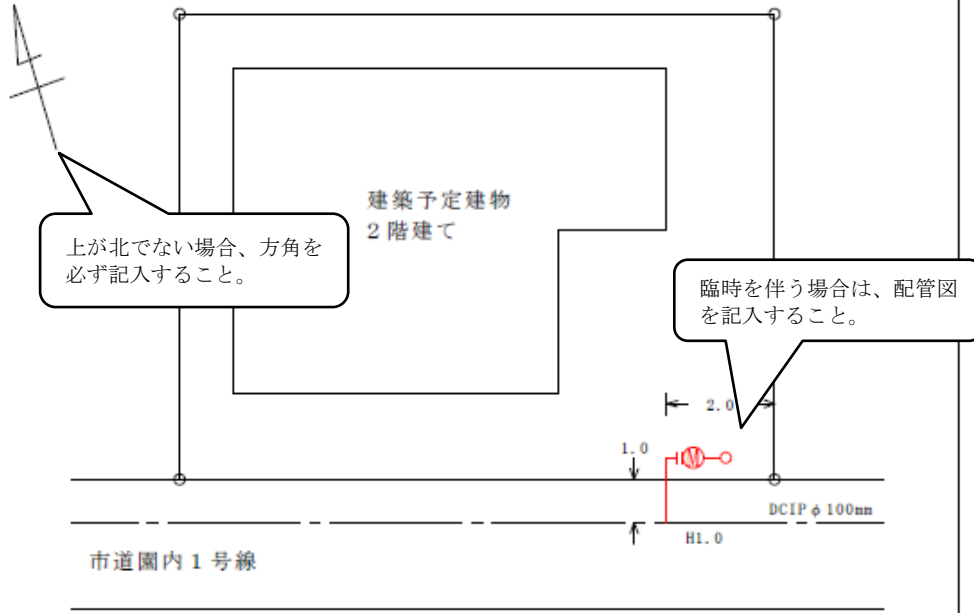
メーター口径	メーター番号	メーター検測	用途	指示数
mm		/	普通・臨時	m ³

備考欄

○ 分岐工事(A4用紙使用)

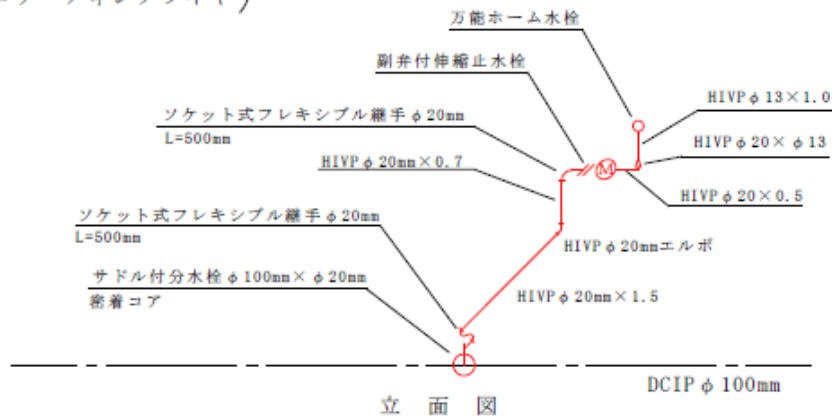
平面図・立面図

配水管調査	分水栓位置	給水管位置
深度 1.0 m	A点より m	A点より m
口径 100 mm	B点より m	B点より m
管種 DCIP		



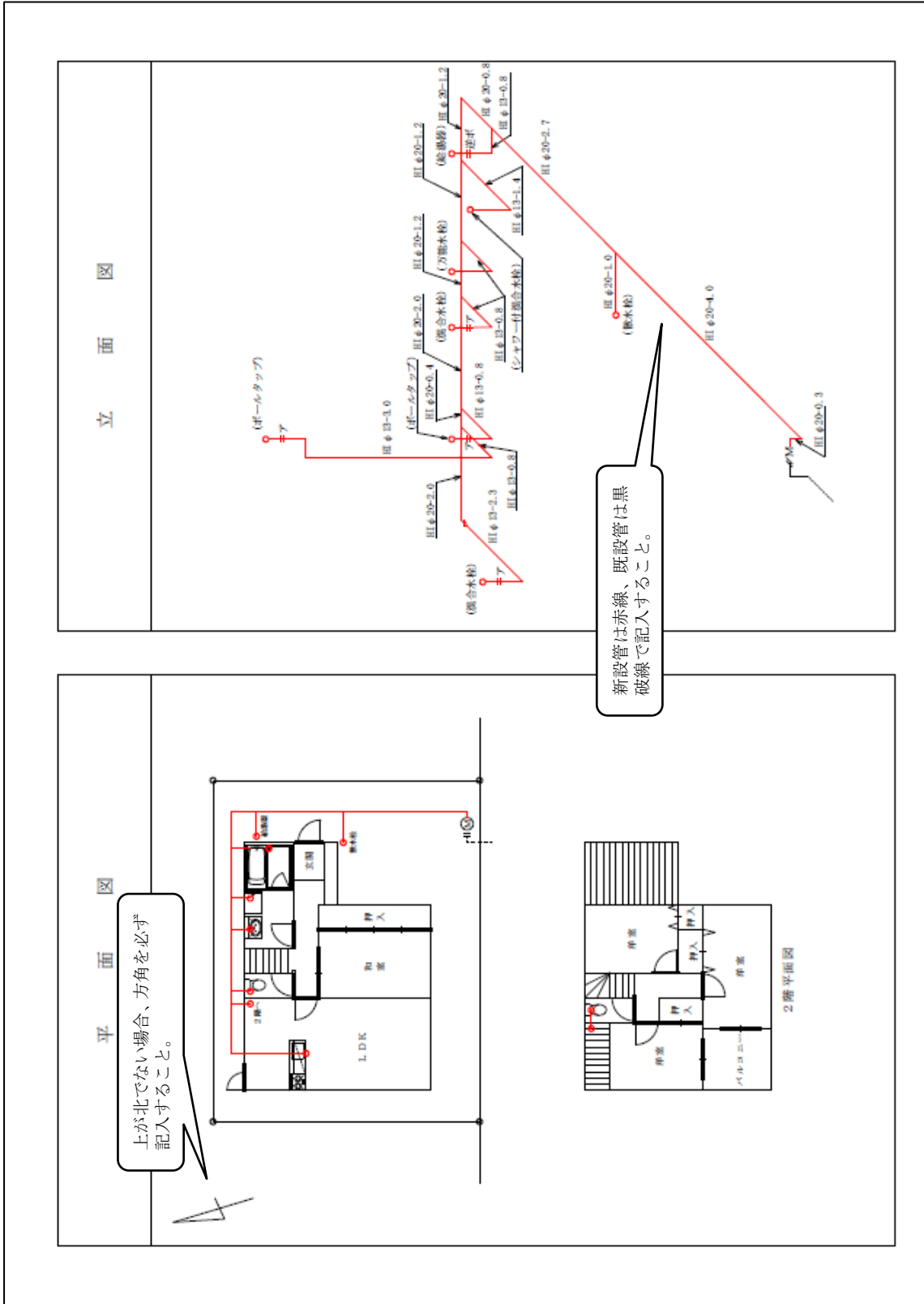
平面図

埋設表示テープ
ロケーティングワイヤ) 施工



立面図

○ 内線工事(A3用紙使用)



給水装置工事申込に伴う費用

令和5年4月1日

水道加入金

水道メーター口径	給水装置の新設	給水装置の改造 (増 径)
φ 20mm以下	396,000円	新口径と旧口径 との差額とする
φ 25mm	712,800円	
φ 30mm	1,152,800円	
φ 40mm	2,455,200円	
φ 50mm	4,415,400円	
φ 75mm	9,108,000円	
φ 100mm	18,458,000円	
φ 150mm	50,402,000円	

- ・ 上記金額は、消費税相当額を加算した額です。
 - ・ 集合住宅等については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数を乗じ算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとします。
 - ・ 単身者向け共同住宅については軽減措置があります。
(親メーターによる算定の場合)
 - ・ 水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に徴します。
- ※ 市が別に指示したときは内線申請時に徴する場合があります。
(分岐が完了しているなど)

検査手数料等 (1申請あたり)

名称	分岐	臨時	内線
設計審査費	7,200円	7,200円	7,200円
分岐立会費	5,400円		
竣工検査手数料	2,700円		5,400円
表示ピン	350円		
合計	15,650円	7,200円	12,600円

- ・ 表示ピンの金額は、消費税相当額を加算した額であり、それ以外は非課税です。
- ・ 臨時を分岐と同時に申請する場合は、分岐手数料 (15,650円) のみで、臨時に係る手数料 (7,200円) は不要です。
- ・ 国道及び府道の分岐工事は、道路掘削申請費 (7,200円) が必要です。

八幡市上下水道部上水道課
TEL : 075-983-5328